

2020年12月28日

各位

会社名 株式会社ミスターマックス・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 平野 能章
(コード番号 8203 東証第一部、福証)
問合せ先 取締役執行役員経営企画室長 鳥越 寛
(TEL 092-233-1379)

2021年2月期第3四半期決算発表延期の可能性に関するお知らせ

当社は、2021年1月14日に予定しておりました2021年2月期第3四半期の決算発表を延期する可能性がありますので、下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、取引先及び関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 決算発表延期の可能性の理由

当社は、2020年11月25日、当社従業員の申告により会社資産の不正流用の疑義（複数の取引先からリベート等として不正に金銭を受領等。本人の申告によれば金額は90百万円程度。以下「本件事案」といいます。）を認識し、直ちに関係者へのヒアリング調査等を開始したうえ同年12月16日に外部専門家を加えた社内調査委員会を設置し、実態把握のための調査を実施しています。

しかし、本件事案による当社決算への影響の有無を確認するために一定の時間を要することから、2021年1月14日に予定しております2021年2月期第3四半期の決算発表を延期する可能性があります。

2. 社内調査委員会の設置について

本件事案につきましては、経営陣の関与する組織的不正の疑義は生じておらず、調査を迅速に進める観点から、下記の構成による社内調査委員会を設置いたしました。社内調査委員会は、客観的かつ適切な方法で調査を実施するため専門家を中心とした委員構成にしております。

(社内調査委員会の構成)

委員長	政木 道夫	弁護士	シティユーワ法律事務所
委員	小田 康徳	当社	取締役執行役員
委員	村垣 浩一	当社	執行役員
委員	井上 寅喜	公認会計士	(株) アカウンティング・アドバイザー
委員	松尾 宗太郎	弁護士	シティユーワ法律事務所
委員	岸見 直幸	弁護士	シティユーワ法律事務所

(社内調査委員会設置の目的)

- ・ 本件事案の事実関係調査
- ・ 類似事案の有無の調査
- ・ 本件事案の財務諸表への影響の検討
- ・ 本件事案が生じた原因追及と再発防止策の提言

3. 今後の予定

社内調査委員会による社内調査を踏まえ、監査法人の監査ののちに決算発表を行う予定です。

なお、決算発表を延期する場合には、財務局への四半期報告書の提出期限の延長申請書の提出およびその承認を要します。決算発表延期の有無、延期する場合の決算発表予定日については、決定次第、速やかに公表いたします。

また、社内調査委員会による調査結果につきましても、適宜公表する予定です。

以上